

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（略称：地域生物多様性増進法、地域生物多様性増進活動促進法）

（令和 6 年法律第 18 号）（公布日 令和 6 年 4 月 19 日）（令和 7 年 4 月 1 日 施行）（新規制定）

e-Gov（法）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000018>

e-Gov（施行令）：なし

e-Gov（施行規則）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/506M60001A00001>（平成年 7 月 1 日 施行）（新規制定）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/content/000253465.pdf>

関連法令：生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、外来生物法、鳥獣保護管理法、森林法、都市緑地法

この法律は、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」である「自然共生サイト」を法制化した法律です。企業による森林の整備、都心における緑地の整備など地域の生物多様性を維持、回復、創出する活動の「増進活動実施計画」が認定されることにより、その実施区域が「自然共生サイト」となります。

<法律の骨格>

- 「生物多様性を維持し、回復し、又は創出すること」を「増進」と定義【第 2 条】して、人の活動により形成された生態系の維持・回復、在来生物の生息地・生育地の保護・整備、外来種の防除、鳥獣の管理など、地域の生物多様性を増進するための活動を「地域生物多様性増進活動」と定義【第 2 条】している。この活動のうちで市町村が中心となる活動を「連携地域生物多様性増進活動」【第 2 条】と定義している。
- **事業者**に対しては、自らの事業活動における生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、地域生物多様性増進活動を実施する努力義務を課している【第 6 条】。
- 地域の生物多様性を増進するための活動に関する実施計画（増進活動実施計画）をその計画を実施する者が作成・申請して、主務大臣が基準に適合すると判断すると認定が受けられる【第 9 条】。
- 市町村が実施する場合は連携増進活動実施計画となる【第 11 条】。
- 認定を受けると、自然公園法や自然環境保全法などで規制を受ける木竹の伐採や工作物の新築などが免除される【第 15 条～第 21 条】。
- 法律には明記されていませんが、増進活動実施計画および連携増進活動実施計画に記載された活動の区域が「自然共生サイト」となります。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況に鑑み、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	目的
第 2 条第 1 項	この法律において「 生物の多様性 」とは、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 2 条第 1 項 ^{解釈上の注釈 1} に規定する生物の多様性をいう。 （解釈上の注釈 1）「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義。	定義
第 2 条第 2 項	この法律において「 生物の多様性の増進 」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。	定義
第 2 条第 3 項	この法律において「 地域生物多様性増進活動 」とは、里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、生態系の重要な構成要素である在来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項 ^{解釈上の注釈 2} に規定する在来生物をいう。）の生息地又は生育地の保護又は整備、生態系に被害を及ぼす外来生物（同項 ^{解釈上の注釈 3} に規定する外来生物をいう。）の防除及び鳥獣の管理その他の地域における生物の多様性の増進のための活動をいう。 （解釈上の注釈 2）「我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物」と定義。 （解釈上の注釈 3）「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生	定義

	物を含む。)と定義。	
第2条第4項	この法律において「 連携地域生物多様性増進活動 」とは、地域生物多様性増進活動のうち、地域の自然的社会的条件に応じ、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。	定義
第3条	(基本理念) 生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならない。	基本理念
第4条第1項	(国の責務) 国は、我が国における生物の多様性の状況の推移を把握するよう努めるとともに、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、生物の多様性の増進に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。	責務 (国)
第4条第2項	国は、地方公共団体又は 事業者 、国民若しくはこれらの者の組織する民間の団体(次条第2項において「事業者等」という。)による地域生物多様性増進活動の促進を図るため、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	努力義務 (国)
第5条第1項	(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本理念の通り、その区域の自然的社会的状況に応じた生物の多様性の増進に関する施策を推進するよう努めるものとする。	責務 (地方公共団体)
第5条第2項	地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を自ら実施するとともに、その区域の事業者等の地域生物多様性増進活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	努力義務 (地方公共団体)
第6条	(事業者の努力) 事業者 は、基本理念の通り、自らの事業活動における生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、その事業活動の内容に即した地域生物多様性増進活動を実施するよう努めるものとする。	努力義務 (事業者)
第7条	(国民の努力) 国民は、基本理念の通り、生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、地域生物多様性増進活動を実施し、又は地域生物多様性増進活動に協力するよう努めるものとする。	努力義務 (国民)
第8条第1項	第2章 基本方針 主務大臣は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。	義務 (主務大臣)
第8条第2項	基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 1 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項 2 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項 3 次条第一項に規定する増進活動実施計画及び第11条第1項に規定する連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項 4 農林漁業に係る生産活動との調和其他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項 5 前各号に掲げるもののほか、地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項	—
第9条第1項	第3章 地域生物多様性増進活動の促進等の措置 第1節 認定増進活動実施計画等	権限付与 (事業者)

	<p>(増進活動実施計画の認定) 地域生物多様性増進活動を行おうとする者(連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。)は、単独で又は共同して、主務省令^{解釈上の注釈 4}で定めるところにより、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画(以下「増進活動実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。 (解釈上の注釈 4) 施行規則第 1 条第 1 項で、「氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。)を記載した申請書を主務大臣に提出」と規定。第 2 項の添付すべき書類の引用は省略。</p>	
第 9 条第 2 項	<p>増進活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 地域生物多様性増進活動の内容及び実施時期 2 地域生物多様性増進活動の区域 3 地域生物多様性増進活動の目標 4 地域生物多様性増進活動の実施体制 5 計画期間</p>	
第 11 条第 1 項	<p>(連携増進活動実施計画の認定) 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、主務省令^{解釈上の注釈 5}で定めるところにより、当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画(以下「連携増進活動実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。 (解釈上の注釈 5) 施行規則第 7 条第 1 項で、「市町村名を記載した申請書を主務大臣に提出」と規定。第 2 項の添付すべき書類の引用は省略。</p>	権限付与 (市町村)
第 13 条第 1 項	<p>(連携増進活動協議会) 連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村は、連携増進活動実施計画の作成に関する協議及び連携増進活動実施計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「連携増進活動協議会」という。)を組織することができる。</p>	権限付与 (市町村)
第 15 条第 1 項	<p>(自然公園法の特例) 認定増進活動実施者又は認定連携市町村及び当該認定連携増進活動実施計画に係る連携活動実施者(以下「認定連携活動実施者」という。)が自然公園法第 2 条第 2 号に規定する国立公園(以下この条において「国立公園」という。)又は国定公園の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同法第 20 条第 3 項^{解釈上の注釈 6}、第 21 条第 3 項^{解釈上の注釈 7}又は第 22 条第 3 項^{解釈上の注釈 8}の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。 (解釈上の注釈 6) 国立公園・国定公園内の特別地域で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採、鉱物採取などを行う際の許可。 (解釈上の注釈 7) 国立公園・国定公園内の特別保護地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採などを行う際の許可。 (解釈上の注釈 8) 国立公園・国定公園内の海域公園地区で、工作物の新築・改築・増築などを行う際の許可。</p>	みなし規定
第 16 条第 1 項	<p>(自然環境保全法の特例) 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が自然環境保全法第 22 条第 1 項の規定による自然環境保全地域(以下この条において「自然環境保全地域」という。)又は同法第 35 条の 2 第 1 項の規定による沖合海底自然環境保全地域(次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。)の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同法第 25 条第 4 項^{解釈上の注釈 9}、第 27 条第 3 項^{解釈上の注釈 10}又は第 35 条の 4 第 3 項^{解釈上の注釈 11}の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。 (解釈上の注釈 9) 自然環境保全法の特別地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採、鉱物採取などを行う際の許可。</p>	みなし規定

	(解釈上の注釈 10) 自然環境保全法の海域特別地区で、工作物の新築・改築・増築、鉱物採取、海底の形質変更などを行う際の許可。 (解釈上の注釈 11) 自然環境保全法の沖合海底特別地区で、鉱物採取などを行う際の許可。	
第 17 条第 1 項	(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例) 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項の規定による生息地等保護区(次項及び第 27 条第 2 項第 2 号において「生息地等保護区」という。)の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同法第 37 条第 4 項 ^{解釈上の注釈 12} の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。 (解釈上の注釈 12) 種の保存法の管理地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採、宅地造成などを行う際の許可。	みなし規定
第 18 条	(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例) 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定による特別保護地区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同条第 7 項 ^{解釈上の注釈 13} の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。 (解釈上の注釈 13) 鳥獣保護管理法の特別保護地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採、宅地造成などを行う際の許可。	みなし規定
第 19 条	(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の特例) 認定増進活動又は認定連携増進活動に特定外来生物の防除が含まれる場合における当該防除についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があったことをもって、同法第 17 条の 4 第 1 項 ^{解釈上の注釈 14} の確認又は同法第 18 条第 1 項 ^{解釈上の注釈 15} の認定があったものとみなす。 (解釈上の注釈 14) 市町村が特定外来生物を防除する際に、外来生物法の手続きを行うことにより、その内容の確認を受けられることを規定した条項。 (解釈上の注釈 15) 外来生物法で規定した基準(外来生物法施行規則第 22 条)に適合していれば、外来生物法の手続きを行うことにより、国及び地方公共団体以外の者が特定外来生物の防除の認定を受けられることを規定した条項。	みなし規定
第 20 条第 1 項	(森林法の特例) 認定増進活動実施者(その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者を除く。)が地域森林計画の対象となっている民有林(森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)において認定増進活動実施計画に従って行う立木の伐採については、同法第 10 条の 8 第 1 項本文の規定は適用せず、同条第 2 項中「森林所有者等」とあるのは「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和 6 年法律第 18 号)第 15 条第 3 項に規定する認定増進活動を行う者(その市町村の区域において当該認定増進活動を行う市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動を行う者を除く。)」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第 10 条第 3 項に規定する認定増進活動実施計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。 ^{解釈上の注釈 16} (解釈上の注釈 16) 民有林であっても、増進活動実施計画市町村が認定されれば、伐採の際の届出は不要となることを規定した条項。	みなし規定
第 21 条第 1 項	(都市緑地法の特例) 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が都市緑地法第 5 条の規定による緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区(次項において「特別緑地保全地区」という。)の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う行為については、同法第 8 条第 1 項 ^{解釈上の注釈 17} 、第 2 項 ^{解釈上の注釈 18} 及び第 7 項 ^{解釈上の注釈 19} 後段並びに第 14 条第 4 項 ^{解釈上の注釈 20} 及び第 8 項後段 ^{解釈上の注釈 21} の規定は、適用しない。	みなし規定

	<p>(解釈上の注釈 17) 緑地保全地域で工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、木竹伐採などの行為を行う際に事前に都道府県知事に届け出ることを規定した条項。</p> <p>(解釈上の注釈 18) 届出に対して、都道府県知事が禁止・制限などを行えることを規定した条項。</p> <p>(解釈上の注釈 19) 国の機関又は地方公共団体が緑地保全地域で工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、木竹伐採などの行為を行う場合は事前通知でよいことを規定した条項。</p> <p>(解釈上の注釈 20) 特別緑地保全地区で工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、木竹伐採などの行為を行う際に事前に都道府県知事の許可を受けることを規定した条項。</p> <p>(解釈上の注釈 19) 国の機関又は地方公共団体が特別緑地保全地区で工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、木竹伐採などの行為を行う場合は事前に協議することを規定した条項。</p>	
第22条第1項	<p>第2節 生物多様性維持協定 (生物多様性維持協定の締結等)</p> <p>認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る第11条第2項第2号に掲げる区域(海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(次項及び第26条において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「生物多様性維持協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生物多様性維持協定の目的となる土地の区域(以下「生物多様性維持協定区域」という。) 2 生物多様性維持協定区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項 3 生物多様性維持協定の有効期間 4 生物多様性維持協定に違反した場合の措置 	権限付与 (市町村)
第27条第1項	<p>第3節 地域における生物の多様性の増進に関するその他の措置 (生物の多様性の増進上重要な土地の取得の促進等)</p> <p>国は、生物の多様性の増進を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の増進上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。</p>	義務 (国)